

令和8年8月17日

令和 8 年 8 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時
- 令和 8 年7月16 日
- 午後4時00分
2. 場 所
- 能代市役所新庁舎 会議室9、10
3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木 英樹	11	渡部 正人
2	舩谷 雅弘	12	工藤 次雄
3	佐々木 力		
4	飯坂 司	14	菊池 正
5	佐々木 一也	15	伊藤 一美
6	伊藤 隆一	1 6	大鐘 正彦
7	大高 清勝		
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 3	大高 富子	1 7	佐々木博子

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	佐藤 栄一
係 長	水谷 亮
主 査	川崎 武信

6. 案 件 議 案 番 号 3 3 3 4 3 5 3 6 報告事項 1 報告事項 2 報告事項 3 報告事項 4 報告事項 5	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請について 農用地利用集積等促進計画について 農用地利用集積等促進計画案に対する意見徴収について 許可不要の農地転用について 農地法第18条第6項の規定による通知について 地目変更登記に係る照会に対する回答について 非農地証明申請に対する回答について 土地改良事業参加資格の承認の申出の専決処分について
7. 会議の概要 事 務 局 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長	(開 会) ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届け出がありますので、ご報告致します。 13番 大高 富子 委員、17番 佐々木 博子の2名です。 19名中17名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。 それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。 (事務局説明) ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。 (なしの声) ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思います。 ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号5番 佐々木 一也 委員と議席番号6番 伊藤 隆一 委員の 両名をお願いします。 それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを 議題とします。事務局の説明を願います。

事 務 局	1 ページをお願いします。 議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が 8 件で、譲渡人が 7 人、譲受人が 7 人、申請土地の面積は、田が 3 3, 6 4 0 m²、畑が 1, 6 1 5 m²です。 賃借権設定は、3 件で、賃貸人が 3 人、賃借人が 3 人、申請土地の面積は、田が 3 9, 2 1 0 m²です。 使用貸借権設定は、1 件で、貸人が 1 人、借人が 1 人、申請土地の面積は、田が 6 9、7 1 8 m²、畑が 4 5 6 m²です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号 1 は所有権移転で、申請土地は能代町字中川原■■■■■、地目は畑で、面積■■■■■、価格■■■■■で、移転事由は新規就農となっています。 3 ページをお願いします。 整理番号 9 は、賃借権設定で、申請土地は常盤字太田面■■■■■、地目は田で、面積■■■■■、1 0 a 当たりの賃借料は■■■■■、申請事由は経営拡張、期間は 1 年間となっています。 4 ページをお願いします。 整理番号 1 2 は、使用貸借権設定で、申請土地は朴瀬字林台■■■■■筆、地目は田が面積■■■■■、畑が面積■■■■■、申請事由は再設定、期間は 1 0 年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議 長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。
佐々木英樹委員	整理番号 6 番と 7 番の所有権移転について、譲受人が同じですが売買価格が大きく番うのは何か理由があるのか。
事 務 局	整理番号 6 番農地は自己開田で未整理地だが、整理番号 7 番農地は区画整理された整理地であるためその違いが売買価格に反映されているものと考ええる。
佐々木英樹委員	わかりました。
議 長	他にご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 3 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	次に、議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	7 ページをお願いします。 議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。 農地転用許可申請は、所有権移転が 2 件、譲渡人・譲受人がそれぞれ 2 人、申請土地の地目は畑の転用面積が 1, 4 8 7 m²です。賃貸借は 1 件、賃貸人・賃借人がそれぞれ 1 人、申請土地の地目は田の転用面積は 8 6 4 m²です。 8 ページをお願いします。 所有権移転 整理番号 1 申請地は字下瀬■■■■■、地目は畑、転用面積■■■■■です。売買価格■■■■■、申請事由は一般住宅、申請地は住宅等が連担している地域である農地であることから、農地区分は第 3 種農地と判断します。 9 ページをお願いします。申請地の位置図です。 申請地は■■■■■から南東へ 4 0 0 m 程にある住宅に囲まれた農地で、現在は耕作していない畑です。 1 0 ページをお願いします。土地の利用計画図です。 譲受人は現在鹿角市在住ですが、地元能代市へ居を移す予定とのことで、戻ってくるにあたり、申請地が実家に程近くかつ小学校も近いことから、申請地に一般住宅を新築しようとするものです。 事業計画では、申請地は隣接の道路より低いことから、8 0 c m 程の盛土工事を行うこととしております。住居は道路に面している敷地の北側に配置する計画ですが、周辺農地への日照等の問題や盛土及び土留め工事を行うことから、盛土した土砂が崩れないよう、東西両側に擁壁を設け、南側は緩衝地とする予定とのことです。 また、給水は北側の市道から上水道を引き込み、汚水・生活雑排水は、公共下水道へ接続。雨水は自然流加及び既存の道路側溝へ流すこととしております。 事業費につきましては、全額融資で行うとのことで、融資証明書が添付されていることを確認しております。 8 ページに戻りまして、所有権移転 整理番号 2 申請地は字鳥小屋■■■■■。地目は畑で、面積■■■■■ですが、申請地は萩の台線地区土地地区画整理事業地区内であるため、土地の表示は■■■■■、実面積は■■■■■となります。申請事由は駐車場及び資材置場、農地区分は、第一種中高層住居専用地域であることから第 3 種農地です。 1 1 ページをお願いします。申請地の位置図です。 申請地は、「市道萩の台線」の■■■■■から南西へ 3 0 0 m 程にある農地で、現在は耕作していない畑です。 1 2 ページをお願いします。土地の利用計画図です。 譲受人は、市内にある■■■■■であり、

令和3年12月にこの[]として申請地の隣地を5条申請で取得しております。この度、事業拡張のため申請地に[]として転用するものであります。

申請地は隣接道路とほぼ同じ高さであることから盛り土等はなく、上水道の引き込みも行わないことから、汚水の発生ありません。また、雨水は自然流下及び既存の道路側溝へ流すこととしております。

事業費は[]で、金融機関の残高証明書が添付されております。

8ページへ戻りまして、賃貸借 整理番号3 申請地は中沢字三助沢[]。地目は田で、面積[]。賃借料[]。申請事由[][]のための一時転用で、農地区分は農用地区域内農地です。

13ページをお願いいたします。

申請地及び伐採作業地の位置図です。

申請地は中沢の[]より南東へ500m程にある農地で、現在は保全管理されている田です。

14ページをお願いいたします。土地の利用計画図です。

賃借人は[]でおり、今回[]として使用したいとのことで申請がありました。

申請内容ですが、申請地の真ん中ほどに6m×1.5mの鉄板を敷いて[]として11月末まで使用し、その後は鉄板を撤去して現状復旧する計画となっております。また、事業費については全額自己資金で行うとのことで、通帳の写しが提出されております。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

菊池正委員

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、8月4日（火）現地調査班第5班、13番 大高 富子 委員、15番 伊藤 一美委員、事務局と私の3人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

整理番号1及び整理番号2の現地は、周辺が住宅地にある畑でした。どちらも境界は明確で、事前着工もなく、他の土地等への影響が無い計画であることを確認してきました。

整理番号3の現地は、周辺が山林に囲まれた、耕作されていない田でした。一時転用予定地の境界は明確で、事前着工もなく、他の土地等への影響が無い計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議 長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

（なしの声）

議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 3 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	次に、議案第 3 5 号 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	1 5 ページをお願いします。 議案第 3 5 号 農用地利用集積等促進計画の提出があったため、承認するため提案します。 申出内容は、利用権設定が 3 件で、賃貸人が 3 人、賃借人が 1 人、転借人が 3 人、申出土地の面積は田が 2 9, 0 4 6 m²、畑が 6, 6 9 0 m²です。 権利の移転は 1 件で、移転人が 1 人、受け人が 1 人、申出土地の面積は田が 2, 6 8 0 m²です。 次のページをお願いします。 整理番号 1 は、中間管理事業による利用権設定で、申出土地は、須田字上台■■■■、地目は畑で、面積■■■■、1 0 a 当たりの賃借料は■■■■、設定事由は経営拡張、期間は 1 0 年間となっています。 1 7 ページをお願いします。 整理番号 4 は権利の移転で、移転した土地は、天内字上野■■■■、地目は田で、面積■■■■、移転事由は経営拡張、残存期間は 2 年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議 長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 3 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	次に、議案第 3 6 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてを議題とします。

事務局	事務局の説明をお願いします。 19ページをお願いします。 議案第36号能代市長から農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 計画内容は、所有権移転が1件で、移転人が1人、設定する土地の面積は田が[REDACTED]です。 権利の設定は1件で、設定人が2人、設定する土地の面積は田が12,773㎡です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号1は、所有権移転で、設定する土地は久喜沢字太内坂[REDACTED]筆、地目は田が面積[REDACTED]、10a当りの価格は[REDACTED]、設定事由は経営拡張となっています。 続きまして、整理番号2は、権利の設定で、設定する土地は整理番号1と同一です。 10a当りの賃借料[REDACTED]、設定事由は経営拡張、設定期間は4年間で売買成立までとなっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議長	次に、報告事項1 許可不要の農地転用についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	21ページをお願いいたします。 報告事項1 許可不要の農地転用について届出がありましたので報告いたします。 届出のあった件数は2件3筆で、面積は畑が5,999㎡の内[REDACTED]です。 22ページをお願いします。 整理番号1、届け出のあったのは、扇田字道地悪戸[REDACTED]の畑で、転用面積は1,328㎡の内[REDACTED]です。 23ページをお願いいたします。

	位置図及び土地利用計画図です。 届出地は、[REDACTED]より東へ約100mにある農地です。 届出内容は、届出人が大型の農業機械を導入のため、現在の収納庫では手狭なため、新たに自己所有の農地へ農機具格納施設を設置するために転用したいとのことです。 面積の内訳は、施設[REDACTED]、接続通路[REDACTED]m²の計186m²とのことです。 本案件は「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条第1号」に規定する2アール未満の農業用施設に該当するものであるため、許可不要として届け出を受理いたしました。なお、当該地につきましては、令和6年1月にも2アール未満の施設の設置として、図のとおり許可不要の転用を行っておりますが、今回はその中の南側にある碎石舗装部分を収納施設の通路として使用する計画となっております。 22ページに戻りまして、 整理番号2 届け出があったのは、緑町[REDACTED] 地目は畑で、一時転用の面積は計4,671m²の内[REDACTED]です。 24ページをお願いいたします。位置図です。 届出地は、緑町にある[REDACTED]の北西側に隣接する農地です。 25ページをお願いいたします。 土地利用計画図です。 届出内容は、[REDACTED]の地中線が新設・運用開始に伴い不要となった架空送電線及び鉄塔を撤去する内容となっており、転用箇所は[REDACTED]に資材運搬路を設けるとのことで、工事期間は令和8年11月1日から令和9年3月31日までとなっております。 本案件は「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第12号」で規定する「電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため」に該当するため、許可不要の案件として届け出を受理いたしました。 報告は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。
佐藤敏彦委員	整理番号1番の届出人について、以前にも同届出地で許可不要の農地転用の届出があったが残った農地はどのように扱われているのか。
事 務 局	残りの土地は、畑として耕作している。
佐藤敏彦委員	わかりました。
議 長	他にご質問はありませんか。
佐々木英樹委員	同一箇所で複数回に分けての転用は問題ないのか。
事 務 局	許可不要の農地転用の対象となるのは、自己所有の農地で、敷地を含め200m ² 未満の面積を農業用施設に使用する目的の転用となっている。県など

		にも確認したが特に問題はないとのことであった。 但し、200㎡以上となると農地転用の許可は必要となります。
佐々木英樹委員		わかりました。
議 長		他にご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長		ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議 長		次に、 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明をお願いします。 (説明省略の声)
議 長		佐々木 力 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議 長		次に、 報告事項3 地目変更登記に係る照会に対する回答について を議題とします。事務局の説明をお願いします。 (説明省略の声)
議 長		工藤 次雄 委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議 長		次に、 報告事項4 非農地証明申請に対する回答について を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		31ページをお願いします。 報告事項4 非農地証明に対する回答について、所有者より非農地証明申請があったため、8月4日に第5班の大高富子委員、菊池正委員、伊藤一美委員の3名及び私の計4名で調査を行い、申請地が農地法第2条第1項の農

		地に該当しないと判断し、非農地通知しましたので報告いたします。 非農地証明申請は1筆、申請土地の地目は田、面積は計134㎡です。 32ページをお願いします。 整理番号1 申請地は能代市字鶴形[REDACTED]。現況地目は田、非農地とする面積[REDACTED]です。 申請位置は[REDACTED]より西へ約100mで、現在の所有者は令和8年6月に相続で取得されたものです。 申請地は、昭和37年に住宅用地のため転用されており、当該地には現在も住宅は存在しておりますが、前所有者が地目変更をしないまま農地台帳にも記載されていることが判明。現地調査第5班の皆さんと現況について、事前に撮影した写真等で机上確認し、非農地と判断しました。 報告は以上です。
議	長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、報告事項5 土地改良事業参加資格の承認の申出の専決処分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 報告事項5 土地改良法第3条第1項第2号の規定による土地改良事業参加資格の交替の申出がありましたので、承認することとし、能代市農業委員会規程第11条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。 土地改良法の規定により、土地改良事業の参加資格については、原則、土地改良事業区域内の農地の耕作者が参加資格を持つことになっておりますが、所有権以外の権利に基づいて耕作する場合については、農地の所有者から農業委員会へ対し、土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、農業委員会がその申し出を承認したときは、参加資格は所有者へ交替されることになっております。 これらの手続については、土地改良法施行令の規定により、資格交替の申出が農業委員会に提出された場合、農業委員会は7日以内に申出を承認するか否かを決定し、承認した場合はすみやかにその旨を公告しなければならないことになっております。 本申出は2件とも令和8年8月7日に提出されたため、その7日後は8月14日になることから、受理日から7日以内に総会を開催し、議決を経ることが間に合わない案件でありましたので、能代市農業委員会規程に基づき、8月10日に専決処分を行い、同日公告しております。 33ページをお願いいたします。 資格交替の申出件数は2件で、現資格者1人、新資格者は2人、申出土地は田で面積は計78,443㎡です。 次のページに土地の詳細を記載しております。

申出のあった2件は関連があるため、一括で説明いたします。

申出のあった農地は、中間管理事業により[]へ貸付されているため、土地改良事業の参加資格は、本来は耕作者の[]が持つことになりますが、土地改良事業の円滑な推進や圃場整備後の管理・運営上の観点から、所有者が土地改良事業に参加する必要があるため、この度、耕作者から所有者への参加資格の交替の申し出があったものです。所有者と耕作者はこの件について合意しており、[]土地改良区との調整も済んでいることから、承認することを妥当と判断したものです。

報告は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議 長

ご質問がないようです。
報告事項でありますのでご了承願います。

議 長

続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

事 務 局

- ・今後の行事予定について
- ・政策提案事項について

議 長

委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後4時50分

議 長

議事録署名委員

5 番

6 番